

自動車割賦販売並びに保証委託契約書約款（個人用）

買主（以下「乙」という）及び連帯保証人予定者は、表記記載の販売店（売主、以下「甲」という）との表記記載の自動車（その特別仕様、付属品等を含み、以下「自動車」という）の割賦販売、並びに甲に対する当該割賦販売契約に基づく賦払金債務について三井住友カード株式会社（以下「丙」という）に保証を委託するにあたり、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

第一章〔割賦販売契約条項〕

第1条（割賦販売契約対象者及び割賦販売契約対象自動車）

割賦販売契約対象者である乙は、個人に限定され、法人および個人事業主（青色申告者を含む）は対象となりません。また、割賦販売契約対象自動車を事業の用に供することはできません。

第2条（割賦販売契約の成立）

（1）割賦販売契約は、第二章第2条による保証委託契約の成立後、甲が乙に通知したときに成立するものとします。（2）割賦販売契約が不成立のときは、割賦販売契約は申込時に遡って成立しなかったものとし、甲は差入れ済みの申込金を速やかに乙に返還します。

第3条（自動車の引渡し時期）

甲は、割賦販売契約成立後（乙の依頼に基づく修理・改造・架装等をするときはその完了後）表記納車日までに、未払金及び口座引落しに必要な書類等と引替えに自動車を乙に引渡します。

第4条（賦払金の支払方法）

乙は、割賦販売契約に基づき割賦元金に割賦手数料を加算した金額（以下「賦払金合計」という）を次の各号の方法により甲に支払います。①乙は、甲が賦払金合計の取立て・受領業務を丙に委任したことを承認し、賦払金合計を甲の業務の受任者である丙に対し表記支払方法により支払うものとします。②乙は、割賦販売契約に基づき甲に対して支払うべき金額は全額丙を通じて甲に支払うものとします。③乙は、第一章第9条に定める場合を除き、早期完済を行うことはできないものとします。

第5条（期限の利益喪失）

乙について次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙は当然に割賦弁済の期限の利益を失い、甲に対する残債務額及び遅延損害金を直ちに支払わねばなりません。①賦払金の支払を怠り、20日以上相当な期間を定めた書面による甲又は丙の催告に対し、その期間内に当該賦払金の支払をしないとき。②第三章第2条に違反したとき。③自動車について著しい破損、滅失、盗難、紛失、被詐取等の事故（甲の認める代わりの担保を提供した場合を除く）、または留置権が生じたとき。④支払停止、又は保全処分（信用に関しないものは除く）、差押、仮差押を受けたとき、または破産手続開始、特定調停等その他裁判上の倒産処理手続開始の申立てがあったとき、又は申立てを受けたとき。⑤逃亡、失踪、または刑事上の訴追を受けたとき。⑥甲又は丙に対する割賦販売契約以外の金銭債務を甲又は丙の催告期限内に支払わないとき。⑦その他信用が著しく悪化した場合。⑧その他重大な契約条項違反があった場合。⑨連帯保証人について、④、⑤又は⑥の事由が生じ、乙が甲の認める新たな連帯保証人を立てる旨の要求に従わないとき。⑩乙又は連帯保証人予定者が第三章第16条(1)各号のいずれかに該当し、若しくは同条(2)各号のいずれかに該当する行為をし、又は乙が同条(1)若しくは(2)の規定に基づく表明確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

第6条（遅延損害金）

（1）乙が賦払金の支払を遅滞したとき（次項の場合を除く）は、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該賦払金に対し年14.6%（1年を365日とする日割計算。ただし、うるう年

の場合は1年を366日として計算。以下同じ)の割合による遅延損害金と賦払金合計の残額に対し法定利率を乗じた額のいずれか低い額の遅延損害金を付加して支払うものとします。なお、割賦販売法第2条第1項に定める割賦販売に該当しない取引については、当該賦払金に対し年14.6%を乗じた額の遅延損害金を付加して支払うものとします。(2)乙が前条により期限の利益を喪失したときは、期限の利益の喪失日の翌日から完済の日に至るまで賦払金合計の残額に対し法定利率を乗じた額の遅延損害金を付加して支払うものとします。なお、支払期間が二月未満かつ支払回数が3回未満の取引については、賦払金合計の残額に対し年14.6%を乗じた額の遅延損害金を付加して支払うものとします。

第7条(割賦販売契約の解除)

(1)乙が第一章第5条各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、甲は催告なくして割賦販売契約を解除することができるものとします。(2)割賦販売契約が解除されたときは、乙は甲に対し直ちに賦払金合計に相当する額の損害賠償金及びこれに対する(但書の場合は各号の金額を控除した額に対する)法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払わなければなりません。但し、次の各号のいずれかに該当する場合、甲は、その全額を前記損害賠償金の支払に充当するものとします。①乙が甲に頭金及び賦払金を既に支払っているときはその合計額。②自動車が返還された場合(甲が乙に自動車を提供したが、乙が第一章第2条の手続等を怠ったため自動車の引渡しができなかったときを含む)は、第三章第6条に基づくその評価額。但し、乙が任意に自動車を返還しないため甲が仮処分その他自己の費用をもって自動車を回収した場合は、自動車の評価額から回収費用を差し引くことができるものとします。

第8条(自動車の保証)

自動車の引渡しを受ける際は、乙は注文の自動車と相違なく、かつ自動車の装備、外観等が良好な状態にあることを確認のうえ、引渡しを受けるものとします。万一、自動車に不具合が生じた場合は、甲は保証書に従って保証します。

第9条(早期完済の特約)

乙が第一章第4条に従い賦払金の支払を履行し、かつ甲乙合意のうえ、約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払うときは、乙は78分法又はそれに準ずる次の計算方法により算出された期限未到来の割賦手数料のうち、甲所定の割合による金額の払戻を丙を通じ甲に請求できるものとします。*早期完済の計算方法 割賦手数料に78分法を乗じて算出した金額を、期限未到来の割賦手数料額とみなし、残額から期限未到来の割賦手数料額の70%を差し引いた額を早期完済時の支払うべき金額とします。なお、期限未到来の割賦手数料額の30%は、早期完済に伴う事務手数料としてあらかじめ甲が申し受けます。ただし、上記料率を乗じて算出される甲が受け取る手数料は、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」(以下「出資法」という)第5条第2項で定めた利率を乗じて算出された金額を上限とし、超過する場合については、出資法の範囲内に減算するものとします。

第二章〔保証委託契約条項〕

第1条(保証委託)

乙は、甲との割賦販売契約に基づく債務について、丙に連帯保証を委託します。

第2条(保証委託契約の成立時点)

保証委託契約は、丙が所定の手続を経て承認し、甲に通知したときをもって成立し、甲はその旨を乙に通知します。

第3条(保証債務の履行)

乙が賦払金の支払を怠ったとき、又は第一章第5条各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何等通知催告することなく直ちに丙が保証債務を履行することに乙は異議を述べないものとします。

第4条（求償債務の履行）

乙は、丙が甲に対し前条により代位弁済をしたときは、当該代位弁済に要した費用及び次に定める代位弁済金を丙に支払うものとします。①賦払金の支払を怠ったときは、弁済期到来分の賦払金。②第一章第5条各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、賦払金合計の残額（弁済期未到来の利息相当額を含む）。

第5条（事前求償権の行使）

乙は、賦払金の支払を怠ったとき、又は第一章第5条各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、第二章第3条の丙の甲に対する保証債務の履行前であっても、直ちに賦払金の残金全額について事前に求償債務の履行を請求されても異議を述べないものとします。

第6条（遅延損害金）

（1）乙は、第二章第4条第1号に該当したときは、代位弁済日の翌日から支払日に至るまで当該代位弁済金に対し年14.6%（1年を365日とする日割計算。ただし、うるう年の場合は1年を366日として計算。以下同じ）の割合による遅延損害金と賦払金合計の残額に対し法定利率を乗じた額のいずれか低い額の遅延損害金を付加して丙に支払うものとします。なお、割賦販売法第2条第1項に定める割賦販売に該当しない取引については、当該代位弁済金に対し年14.6%を乗じた額の遅延損害金を付加して支払うものとします。（2）乙は、第二章第4条第2号又は第5条に該当したときは、事後求償権又は事前求償権発生の日の翌日から完済の日に至るまで、当該事後求償権又は事前求償権に対して年14.6%の割合による遅延損害金を付加して丙に支払うものとします。

第7条（保証の無効）

第一章第1条に違反し、乙が法人又は個人事業主であることが判明し、もしくは自動車を事業の用に供していることが判明した場合は、丙は乙との保証委託契約を解除し、甲に対する保証は無効とします。

第三章〔割賦販売契約並びに保証委託契約共通条項〕

第1条（所有権留保の特約）

（1）自動車の所有権は、保証委託契約に基づく丙の求償権の担保のため、甲から丙に移転し留保されるものとします。但し、乙が本契約に基づく債務を完済したときには、乙に当該自動車の所有権が移転するものとします。（2）自動車の登録上の所有者名義人は、原則として丙とします。但し、丙が認めた場合はこの限りではないものとします。なお、自動車の所有者登録に要する一切の費用は乙が負担するものとします。

第2条（善管注意義務及び禁止事項）

丙が自動車の所有権を留保している間は、乙は善良な管理者の注意をもって自動車を使用保管し、丙の承諾がなければ次の行為をしてはならないものとします。①自動車を質入れ、譲渡、転売、貸与又は担保に供することその他前条に基づく留保所有権を侵害する行為。②自動車の改造、毀損等、原状を変更すること。

第3条（自動車の預り）

乙が賦払金の支払を一回でも怠ったとき、又は第一章第5条各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙は、直ちに甲もしくは丙又は甲もしくは丙の依頼を受けた者に自動車を引渡すものとします。

第4条（自動車による弁済）

（1）乙に第一章第5条各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、丙は、留保した所有権に基づき自動車を引取り、これを処分することができるものとします。（2）丙が前項により自動車を引取ったときは、乙は、第三章第6条に基づく評価額をもって、支払期日の到来、未到来に拘らず、割賦販売契約に基づく残債務、並びに自動車の回収及びその処分までの保管に要

した費用、査定料、立替金、部品代、修理代等のどの債務に充当されても異議を述べないものとします。(3) 前項の充当後不足額があるときは、乙は直ちにこれを丙に支払い、剰余金があるときには丙は直ちにこれを乙に返還するものとします。

第5条（付加物件に対する費用の償還等の免責）

(1) 甲及び丙は、第三章第3条、第4条により乙から自動車の引渡しを受けるときは、自動車に付加された物件を含めて引取ることができます。(2) 乙は、前項の物件を第三章第6条に基づく評価額に含めることに同意し、甲及び丙に対し当該物件の返還又は損害賠償を求めないものとします。

第6条（引取り自動車の評価）

乙が甲又は丙に引渡した自動車は、一般財団法人日本自動車査定協会による査定、その他公正な機関による査定、又は客観的に見て相当と判断される価格をもって評価するものとします。

第7条（通知義務）

乙及び連帯保証人予定者は、その住所、氏名、商号、若しくは自動車の保管場所を変更したときは、甲及び丙に対し直ちにその旨を書面により通知しなければならないものとします。

第8条（費用等の負担）

(1) 乙は、本契約に基づく債務の支払に要する費用（送金手数料及び消費税）を負担します。(2) 乙は、支払を遅滞したことにより甲又は丙が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは、再振替手数料として振替手続回数1回につき330円（税込）、振込用紙を送付したときは、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき330円（税込）を別に支払います。(3) 乙は、賦払金の支払遅滞等、乙の責に帰すべき事由により甲又は丙が訪問集金したときは、訪問集金費用として訪問回数1回につき1,100円（税込）を別に支払います。(4) 乙が甲又は丙に支払う手数料・費用等について公租公課が課される場合、又は公租公課（消費税等を含む）が変更される場合は、乙は、当該公租公課相当額または当該増額分を負担するものとします。(5) 乙は、甲又は丙が第三章第3条又は第4条により自動車を引取ったときは、当該自動車の引取、保管、査定、換価に要した費用を負担するものとします。

第9条（連帯保証人予定者）

(1) 連帯保証人予定者は、本契約成立後に連帯保証人となり、本契約から生ずる乙の甲及び丙に対する債務（以下「主たる債務」という）を保証し、乙と連帯し、かつ連帯保証人予定者相互間においても連帯して債務履行する責任を負うものとします。連帯保証人予定者は、甲に対して代位弁済した場合でも、丙に求償権を行使しないものとします。(2) 乙は、次の事項にかかる情報を連帯保証人予定者に提供していること、及び提供した情報が真実、正確であり、かつ不足がないことを、甲及び丙に対して表明及び保証します。①乙の財産及び収支の状況、②主たる債務以外に負担している乙の債務の有無並びにその額及び履行状況、③主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容(3) 連帯保証人予定者は、甲及び丙に対し、本契約締結までに乙から(2) 各号の事項にかかる情報提供を受けたことを表明及び保証します。(4) 甲及び丙が連帯保証人予定者のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、乙及び他の連帯保証人予定者に対しても、この履行の請求の効力が生ずるものとします。(5) 乙は、甲及び丙が連帯保証人予定者に対して、乙の甲及び丙に対する債務の履行状況を開示することをあらかじめ承諾します。

第10条（担保保存義務の免除）

連帯保証人予定者は、甲又は丙に対して代位弁済した場合でも、遅滞なく書面による申し出を丙にしない限り、丙が乙に自動車の所有権移転登録をしても異議を述べないものとします。

第11条（公租公課等の買主負担）

(1) 自動車の修理費、公租公課、その他一切の費用は乙の負担とし、甲又は丙が立替えたときは、乙は甲又は丙に対し直ちにこれを支払わなければならないものとします。(2) 乙が前項の債務を催告期間内に支払わないときは、当該立替金に対して年14.6%の割合による損害金を加算して支払うものとします。

第12条（見本・カタログとの相違）

自動車の装備、外観等が見本・カタログと相違し、その修理補充が不可能な場合は、乙は甲又は丙にその旨申し出ることにより、割賦販売契約並びに保証委託契約（以下「本契約」という）を解除することができる場合があります。

第13条（支払停止の抗弁）

(1) 乙は、次のいずれかの事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する自動車について、賦払金の支払を停止することができるものとします。①自動車の引渡しが行なれないこと。②自動車に破損、汚損、故障、その他の瑕疵（自動車が中古自動車の場合、前使用者の使用態様等により通常生ずるものを除く）があること。③その他自動車の販売について、甲に対して生じている事由があること。(2) 丙は、乙が前項の支払の停止を行う旨を丙に申し出たときは、直ちに所要の手続きをとるものとします。(3) 乙は、前項の申し出をするときは、あらかじめ第1項各号の事由の解消のため、甲と交渉を行うよう、努めるものとします。(4) 乙は、第2項の申出をしたときは、速やかに第1項各号の事由を記載した書面（資料がある場合には資料を添付のこと）を丙に提出するよう努めるものとします。又、丙が当該事由について調査する必要があるときは、乙はその調査に協力するものとします。(5) 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払を停止することはできないものとします。①割賦販売法の適用を受けない取引であるとき。②表記支払総額が4万円に満たないとき。③第1項各号の事由が乙の責に帰すべきとき、その他乙による支払の停止が信義に反すると認められるとき。

第14条（義務履行地及び管轄裁判所の合意）

本契約に関する義務履行地は、別段の定めがない限り、甲の本店、支店又は営業所とし、契約に関する争いについては、訴額のいかんにかかわらず、甲及び丙の本店、支店、営業所、管理センター等の所在地、又は乙及び連帯保証人予定者の住所地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第15条（債権譲渡の承諾）

(1) 乙及び連帯保証人予定者は、割賦販売契約に基づく甲の乙に対する債権を、甲が丙に譲渡することを承諾します。(2) 乙及び連帯保証人予定者は、甲又は丙が本契約に基づく債権及び権利を、甲又は丙の資金調達、流動化その他の目的のため、必要に応じ取引金融機関（その関連会社を含む）、特定目的会社、特別目的会社、信託会社（信託銀行を含む）又は債権回収会社（総称して以下「金融機関等」という）に譲渡若しくは担保提供（質権及び譲渡担保の設定を含む）その他の処分をすること、甲又は丙が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること、並びに甲又は丙が金融機関等との間で本契約に基づく債権及び権利に関するその他の取引をすることについて承諾します。

第16条（反社会的勢力の排除）

(1) 乙は、乙及び連帯保証人予定者が現在、次の各号いずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。①暴力団②暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者③暴力団準構成員④暴力団関係企業⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等⑥前各号の共生者⑦その他前各号に準ずる者(2) 乙は、乙及び連帯保証人予定者が自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。①暴力的な要求行為②法的な責任を超えた不当な要求行為③取引に関して、

脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて丙の信用を毀損し、又は丙の業務を妨害する行為⑤その他前各号に準ずる行為

【残価据置型オートローンに関する特約】

※本特約条項は、残価据置型オートローンを選択した場合に適用されます。

第1条（最終回支払いに関する特約等）

（1）最終回支払いについては預金口座振替による現金支払いとします。ただし、最終回支払日の2ヵ月前までに乙が申し出ることにより、第2条又は第3条の取扱いができるものとします。

（2）乙は、最終回支払いの確認のため、丙が甲に対して乙の支払い完了予定が3ヵ月前である旨を通知することに、同意するものとします。（3）乙は、自動車について自動車の登録日から完済日までの間、乙の負担により自動車損害賠償保険、自動車保険（車両保険付き）に加入するものとします。

第2条（自動車を売却しての返済）

（1）乙は、最終回支払いのため自動車を売却することを申し出た場合、一般財団法人日本自動車査定協会査定価格又は客観的にみて相当な価格に基づく評価額をもって自動車を売却して、最終回支払額（以下「最終支払額」という）の返済ができるものとします。なお、最終支払額は、精算時に乙に代って売却先が丙に支払うものとします。（2）乙は、自動車の損傷時の修復費用・評価損金額が乙の負担であること及び最終支払額と売却額が一致しない場合があることに同意するものとします。（3）乙は、走行状態・違法改造・事故・市場相場等により、自動車の売却額が最終支払額を下回った場合、その差額は丙に支払うものとします。

第3条（再分割払いによる返済）

乙は、最終支払額の再分割払いを申し出て、かつ次の条件を満たす場合、再分割払いによる返済ができるものとします。なお、支払条件は再分割払い申出後、丙より別途提示するものとします。①支払いに遅滞がなく、かつ、丙が再分割払いについて承認していること。②最終回支払日の1ヵ月前までに再分割払いに関する契約を丙と取り交わすこと。

【お問い合わせ・相談窓口等】

1. 商品・サービスについてのお問い合わせ、ご相談は表記販売店（売主）にご連絡ください。
2. お支払い等、上記以外についてのお問い合わせ、ご相談は下記三井住友カードにご連絡ください。

三井住友カード株式会社

お客さま相談室

東京都江東区豊洲二丁目2番31号

※お電話はカスタマーセンターにて承ります。

電話番号：050-3827-0375

<https://www.smbc-card.com/>